

八乙女セーフコミュニティ推進協議会

平成 29年 2月6日

[活動報告]

八乙女区が協働によるセーフコミュニティの取組みを通じて、区民の絆と安全・安心な地域づくりのため各部会を中心に以下の活動を行う。

各部会の事業計画

各部会	内容	活動報告
交通安全部会	① カーブミラーの新設・調整。 ② 防犯灯の新設、移動。 ③ 高齢者の地下道歩行困難の解消。	・H29年度整備計画要望書を区から提出。 ・H29年度整備計画要望書を区から提出。 ・H29年度整備計画要望書を区から提出。
子ども安全部会	① 見守り隊の隊員募集を行う。 ② 通学道路環境の安全点検と整備計画。 ③ 公園等の遊具・遊び場所の点検と整備計画。 ④ 安心の家を通学路沿いで探す。	・全戸へのチラシ配布。祖父母・知人等募集。 まだ人員不足は解消されない。 ・道路点検の結果より、道路標識、歩道整備の要望書を区から提出。 ・危険個所(公園・深沢川)に注意看板設置した。 ・探索継続中
高齢者の安全部会	① 緊急時の救急隊員への情報提供 [命のカプセルの周知と利用] また 数量不足の場合に区独自の命のカプセル作成。 ② 包括ケアシステムの取組み。 ③ 反射タスキの着用と声掛け。	・地域のふれあいイベント等で周知する。 役場より資料を取り寄せ内容を検討、区独自の命のカプセル作成し全戸配布する。 ・身近な困りごとのアンケート実施済。 困り事を持つ人、支援できる人の調査実施中。 ・タスキ(180戸分)を購入、全戸(138戸)配布する。
防災生活部会	① 区民にAED操作が出来るようにする。 ② 豪雨災害時の備えをする。 ③ 消火栓・防火水槽を適正配置する。	・9月17日 17:00~18:15 多目的センター 20名参加 AEDの操作訓練を実施する。 ・土嚢の準備(水分を吸収し重くなる新製品) 予算が足りないので次年度に申し送る。 ・適正位置を消防で持つ図面により検証、問題なし →消火栓を回転式に2カ所区から申請。

# 八乙女セーフコミュニティー推進協議会規程

## 1、目 的

八乙女区が協働によるセーフコミュニティーの取組みを通じて、区民の絆と安全、安心な地域づくりのため八乙女区セーフコミュニティー推進協議会（以下、「YSC協議会」と言う。）を設置する。

## 2、任 務

YSC協議会は、次に掲げる事項を行なう。

- (1) 区内におけるセーフコミュニティーに関する計画、実行、確認、対策
- (2) 結果を区民に報告し、意見を反映する。
- (3) その他セーフコミュニティーに関する事項。

## 3、組 織

YSC協議会は、地区社会福祉協議会の組織と兼務し会長1名、副会長2名、担当部長、事務局数名を置く。

- (1) 会長、副会長の選任は、協議会の中から互選により選出する。
- (2) 担当部長は、各専門の組織の長とする。
- (3) 事務局は、区会議員の中で選出する。

## 4、役員の仕事

- (1) 会長は、会務を総括し協議会を代表し執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局員は、総務、会計事務等を担当する。

## 5、役員の仕事

役員の仕事は、地区社会福祉協議会の仕事と同一とし1年毎とする。

## 6、部会の設置

YSC協議会の目的である、セーフコミュニティーの推進を図るために部会を設ける。ただし、必要に応じて適時改定できる。

- (1) 交通安全部会  
担当 安協、区総務
- (2) 子ども安全部会  
担当 分館、小中PTA、子ども育成会、見守り隊、

(3) 高齢者の安全部会

担当 長寿クラブ、民生委員、区衛生

(4) 防災生活部会

担当 消防、日赤、区土木

7、会 計

Y S C協議会の会計については、当面地区社会福祉協議会の中で活動する必要があるときは区会計より支出できる。

8、会 議

会議は、地区社会福祉協議会開催時に開催する。

(1) 会議の招集は、会長が召集する。

(2) 部会議は、担当部長が必要に応じて招集する。

9、区民への報告と連携

区民への報告と連携は、次のとおりとする。

(1) 区総会での報告、

(2) 区便り等によるセーフコミュニティの推進、啓蒙

(3) 必要に応じ、調査、アンケート等区民の意向の把握

10、雑 則

この他、必要に応じY S C協議会で必要な事項を定めることができる。

11、附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。